令和〇年（少）第〇〇〇号　建造物侵入・窃盗保護事件

上申書

令和〇年〇月〇日

福岡家庭裁判所　御中

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　少　　　 年　 〇〇 〇〇

付添人弁護士　福岡　九州男

頭書事件について、少年審判規則29条に基づき、下記の者が在席することを許可されたい。

記

氏名　〇〇〇

住所　〇〇〇

関係性　少年の社会復帰後の雇用主

在席を相当とする理由　〇〇〇は、少年の社会復帰後に少年を雇用する意向を示しており、少年の要保護性を判断するにあたり、社会資源についての情報は重要な位置を占める。のみならず、雇用主が審判に来てくれたということは、少年に大きな感銘力を与え、その後の更生に資するものと思料する。

以　上